

(目的)

第1条 この要項は、情報セキュリティ管理規程の第11条に規定する情報セキュリティ委員会(以下、「委員会」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 情報セキュリティポリシーの策定及び見直しに関すること
- (2) 情報セキュリティ対策の推進に関すること
- (3) 情報セキュリティに関する啓発活動、及び教育訓練の計画と実施に関すること
- (4) 情報セキュリティの運用状況の点検、及び監視に関すること
- (5) 情報セキュリティ環境の変化の監視に関すること
- (6) 情報セキュリティに関する事件、及び事故発生時の対応の検討に関すること
- (7) 情報セキュリティの見直しと、継続的な改善の実施に関すること
- (8) 情報セキュリティ統括責任者が必要と認める事項に関すること
- (9) その他、委員会において必要と認めること

(組織)

第3条 委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 常勤理事(情報セキュリティ統括責任者)
  - (2) 経営本部長(情報セキュリティ管理責任者)
  - (3) 学長(情報セキュリティ管理責任者)
  - (4) 附属高等学校長(情報セキュリティ管理責任者)
  - (5) 情報センター長(ネットワーク管理責任者)
  - (6) 学部長
  - (7) 研究科長
  - (8) 入学センター長、学務センター長、大学教育開発センター長、学術研究支援センター長、総合研究所所長、キャリアセンター長、国際化推進センター長、附属図書館長及び教職センター長
  - (9) 経営本部総合政策部事務部長、総務部事務部長、渉外部事務部長、財政部事務部長及び施設部事務部長
  - (10) 附属高等学校教頭
  - (11) その他、理事長が特に必要と認めた者
- ② 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は情報セキュリティ統括責任者を、副委員長は情報セキュリティ管理責任者をもって充てる。

② 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

② 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

③ 議決を必要とするときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第6条 委員会は、必要と認める場合は、小委員会を組織することができる。

② 小委員会に関することは、委員会で定める。

(委員会の所管)

第7条 委員会の事務は、経営本部総務部が所掌する。

(補則)

第8条 この要項で定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会で定める。

この要項は、平成23年11月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。